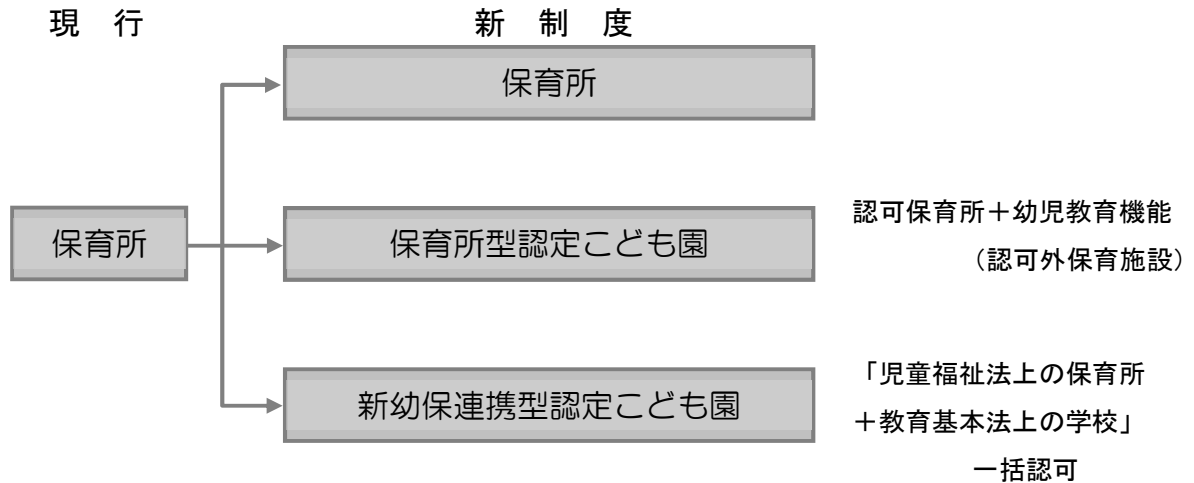


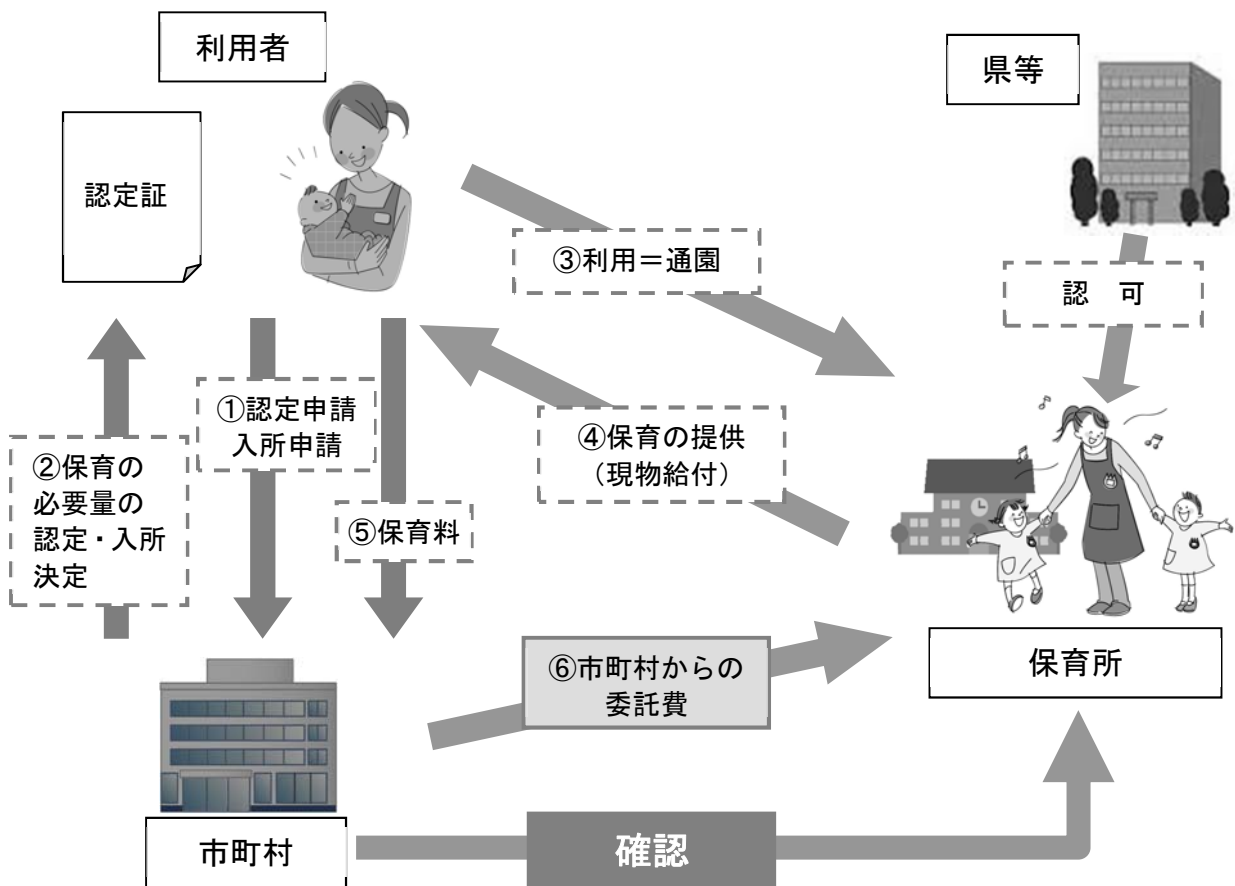
■新制度と保育所について



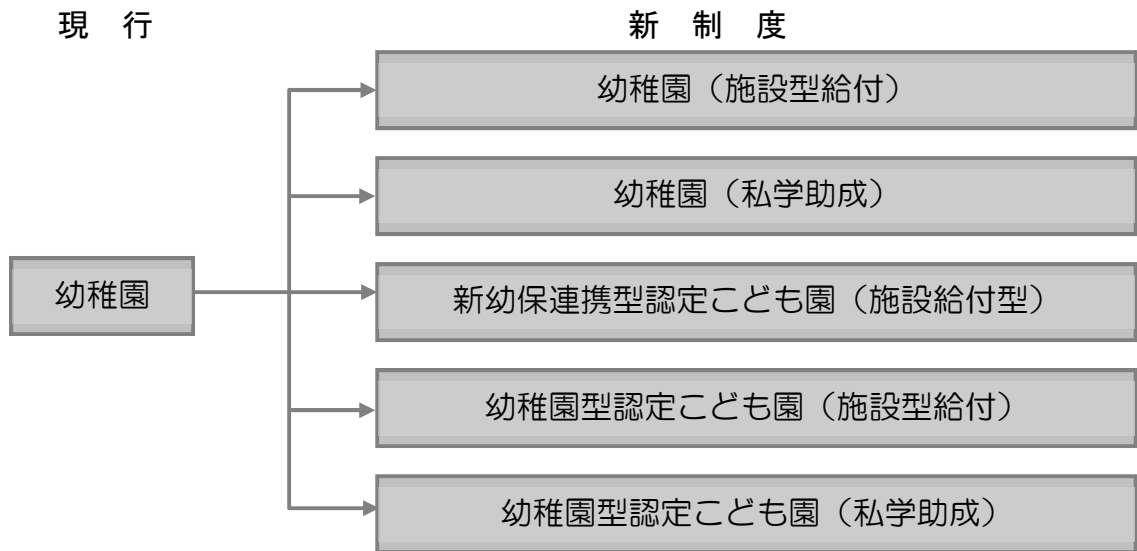
○新制度においても、保育所の利用の基本的なしくみは変わりません。

- ・ 保育の実施主体は市町村で、民間保育所は子どもの保育を市町村から委託されます。
- ・ 保育所の利用は、市町村に申込み、市町村が入所決定を行います。
- ・ 利用者は所得に応じた保育料を市町村に納めます。

○新制度における利用・公費の流れ（保育所）



■新制度と幼稚園について



- ・幼稚園及び幼稚園型認定こども園は、新制度導入に向け、施設型給付対象施設となるか、私学助成対象給付として継続するかを選択することとなります。
- ・既存の幼保連携型認定こども園は、新制度導入に伴い、施設型給付対象施設に自動的に移行します。
- ・新幼保連携型認定こども園の設置主体は、原則学校法人・社会福祉法人となります。

○新制度における利用・公費の流れ (施設型給付幼稚園・認定こども園)

